



平成30年5月9日

各 位

会社名	株式会社協和エクシオ
代表者名	代表取締役社長 小園 文典 (コード: 1951、東証第一部)
問合せ先	取締役専務執行役員 松坂 吉章 (TEL. 03-5778-1070)
会社名	シーキューブ株式会社
代表者名	代表取締役社長 橋本 渉 (コード: 1936、名証第一部)
問合せ先	取締役経営企画部長 石田 浩之 (TEL. 052-332-8011)

株式会社協和エクシオとシーキューブ株式会社の 経営統合のための株式交換契約（簡易株式交換）の締結のお知らせ

株式会社協和エクシオ（以下、「協和エクシオ」といいます。）及びシーキューブ株式会社（以下、「シーキューブ」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、平成30年10月1日（予定）を効力発生日として、両社の経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）のため、協和エクシオを株式交換完全親会社、シーキューブを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、平成30年6月27日開催予定のシーキューブの定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けて行われる予定であります。なお、協和エクシオは、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、本株式交換を行う予定であります。

本株式交換の効力発生日（平成30年10月1日予定）に先立ち、シーキューブの普通株式は株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）市場第一部（以下、「名証一部」といいます。）において平成30年9月26日付で上場廃止（最終売買日は平成30年9月25日）となる予定であります。

記

1. 本株式交換による本経営統合の目的

通信建設分野における事業環境は、移動通信関連工事についてはトラフィック増加に対応するサービス品質向上に向けたネットワーク構築・整備等が当面は引き続き堅調に推移するものの、中長期的には通信キャリア、特に、協和エクシオ及びシーキューブの主要顧客であるNTTグループの固定通信への設備投資は抑制傾向にあり、両社を取り巻く環境は不透明な状況が続くものと想定されます。そのような環境下、通信設備工事における安定した収益を獲得することで事業基盤の更なる安定を図るとともに、通信設備工事以外の事業を伸ばす方策について両社共に模索して参りました。

平成28年より協和エクシオ及びシーキューブは、西日本地域におけるNTTグループ発注の通信設備工事の採算性向上のため、共同企業体の構成員として、両社の連携を開始いたしました。

あわせて、協和エクシオにおいては「グループ総力を結集し、トータルソリューションで新たな成長ステージへ」をビジョンに掲げ、事業ポートフォリオの再構築を進め、システムソリューション事業を第2の柱へ育成するとともに、コア事業である通信インフラ構築関連の生産性・品質向上や徹底した効率化による収益力強化を図ることを目標とする中期経営計画（平成28年度～32年度）を策定いたしました。同時に、シーキューブにおいても事業環境の大きな変化を受け、通信設備工事の生産性向上による更なる事業基盤の強化を行うとともに、通信設備工事以外の分野である一般設備工事、情報サービス事業の売上拡大に注力し、収益構造を転換する『事業構造の変革』に向けて積極的に取り組むこととした中期経営計画（平成28年度～32年度）を策定いたしました。両社ともに通信設備工事の生産性の向上を図るとともに、それ以外の分野である社会インフラ等の一般設備工事及びシステムインテグレーション等のシステムソリューション事業／情報サービス事業の売上を拡大し、収益構造を転換するという点で両社が目指すべき方向性が一致いたしました。

しかし、両社を取り巻く事業環境は劇的かつ急速な変化を続けております。今後、IoT時代の到来により飛躍的な増加が見込まれるセキュリティ強化やクラウドサービスへの移行に伴うシステム投資、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックをターゲットとした首都圏再開発案件での電気設備工事、無電柱化工事の拡大、老朽化した社会インフラ設備の更改などのインフラ投資を両社の成長の機会と捉えており、多種多様な顧客ニーズに対応できる事業運営体制の構築が必要であることから最大限のシナジーを発揮するためには、経営資源の共有化など、より密接な協力関係が必要との考えに至り、本経営統合の検討を開始いたしました。そして、協和エクシオ及びシーキューブは複数回にわたり業界環境や両社のあり方について真摯に協議を重ね、その結果、本経営統合を選択することが通信建設業界を取り巻く厳しい事業環境下で両社の企業価値を最大化する最良の方法であるとの判断に至り、本株式交換を行うことを決定いたしました。

協和エクシオとシーキューブは、本経営統合を契機に両社の強みを最大限に活かすため、両社ブランドが培ってきた技術力・営業力の強みを活かした運営を行い、お互いが得意とする領域を共有することにより、更なるビジネスの拡大を図り、社会に貢献しお客様に選ばれる企業への成長を図って参ります。

具体的には、今後、協和エクシオ及びシーキューブは、グループ一体として新たな協力体制を構築し、主に以下の取組みを推進して、企業価値の更なる向上を図って参ります。

(1) 通信設備工事以外におけるビジネスの拡大

- ・エリア、施工内容など両社の強みを活かしたグループ全体での受注戦略の展開による社会インフラ設備工事の受注拡大
- ・両社のシステムインテグレーション関連のリソースを活かしたクラウドビジネスなどシステムソリューション事業／情報サービス事業の体制強化

(2) 通信設備工事における体制の最適化による生産性の向上

- ・シーキューブが強みを持つ東海エリアでの両社の連携（稼働の相互支援、拠点の最適化）による施工体制の更なる強化
- ・連携した人材育成制度の構築による技術力の強化

(3) グループ内資産・人材・ノウハウの一元化による経営リソースの最適化

- ・システムやノウハウなどの共有によるグループ全体での最適化
- ・スケールメリットを活かした資材調達力の強化によるコストの削減
- ・給与、経理等の業務集約による間接業務の効率化

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約承認定時株主総会基準日（シーキューブ）	平成30年3月31日（土）
本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	平成30年5月9日（水）
本株式交換契約締結日（両社）	平成30年5月9日（水）
本株式交換契約承認定時株主総会決議日（シーキューブ）	平成30年6月27日（水）（予定）
最終売買日（シーキューブ）	平成30年9月25日（火）（予定）
上場廃止日（シーキューブ）	平成30年9月26日（水）（予定）
本株式交換の効力発生日	平成30年10月1日（月）（予定）

(注1) 協和エクシオは、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに行う予定であります。

(注2) 上記日程は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由に応じ、両社の合意により変更される場合があります。

(2) 本株式交換の方式

本日付で締結した本株式交換契約に基づき、協和エクシオを株式交換完全親会社、シーキューブを株式交換完全子会社とする株式交換となります。なお、本株式交換は、協和エクシオについては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、シーキューブについては平成30年6月27日開催予定の定時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けた上で、平成30年10月1日を効力発生日として行う予定であります。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	協和エクシオ (株式交換完全親会社)	シーキューブ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.31
本株式交換により交付する株式数	協和エクシオ普通株式：8,255,389株（予定）	

(注1) 株式割当比率

シーキューブの普通株式1株につき、協和エクシオの普通株式0.31株を割当て交付します。ただし、協和エクシオが保有するシーキューブの普通株式300,000株については、本株式交換による株式の割当てを行いません。

(注2) 本株式交換により割当交付する株式数

協和エクシオがシーキューブの株主に交付する協和エクシオの株式は、協和エクシオが保有する自己株式8,255,389株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であります。

協和エクシオは、本株式交換に際して、協和エクシオがシーキューブの発行済株式のすべてを取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）のシーキューブの株主の皆様（ただし、協和エクシオを除きます。）に対し、その保有するシーキューブの普通株式の合計数に0.31を乗じた協和エクシオの普通株式8,255,389株（予定）を割当て交付します。上記の協和エクシオが交付する株式数は、平成30年3月31日現在のシーキューブの発行済株式総数（27,644,699株）からシーキューブが保有する自己株式数（714,409株）及び協和エクシオが保有するシーキューブの株式数（300,000株）を控除した26,630,290株に基づいて算出しており、シーキューブが単元未満株主の単元未満株式買取請求や反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

なお、シーキューブは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、シーキューブが当該決議時点で保有する自己株式及び基準時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る

株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。) の全部を消却する予定であります。

(注3) シーキューブが保有する協和エクシオの普通株式について

本株式交換により協和エクシオの完全子会社となるシーキューブは、完全親会社となる協和エクシオの普通株式 100,920 株を保有しております。この協和エクシオの普通株式については、本株式交換の効力発生日以降、子会社の有する親会社株式となるため、会社法第 135 条第3項の規定に従い、相当の時期に処分する予定です。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、協和エクシオの単元未満株式 (100株未満の株式) を保有することとなるシーキューブの株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、協和エクシオの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、株式会社東京証券取引所 (以下、「東京証券取引所」といいます。) においてその保有する単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度 (100株への買増し)

会社法第194条第1項及び協和エクシオの定款の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が協和エクシオに対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて 1 単元となるよう、協和エクシオの株式を買い増すことを請求することができる制度であります。

② 単元未満株式の買取制度 (100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、協和エクシオに対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度であります。

(注5) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、協和エクシオの 1 株に満たない端数の交付を受けることとなるシーキューブの株主の皆様においては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数 (合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。) に相当する協和エクシオの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

シーキューブにおいては、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記2. (3) 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の割当比率について両社における検討にあたり参考とするため、両社がそれぞれ選定した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、協和エクシオはSMB C 日興証券株式会社 (以下、「SMB C 日興証券」といいます。) を、シーキューブは大和証券株式会社 (以下、「大和証券」といいます。) を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれが相手方に実施したデューディリジエンスの結果などを参考に、また、各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に交渉・協議を重ねました。

協和エクシオは、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の総合的な考慮に加え、SMB C 日興証券の算定した株式交換比率のレンジも踏まえ、上記2. (3) 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が妥当であり、協和エクシオの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。他方、シーキューブは、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の総合的な考慮に加え、大和証券の算定した株式交換比率のレンジも踏まえ、上記2. (3) 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が妥当であり、シーキューブの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

その結果、両社は、平成30年5月9日に開催されたそれぞれの取締役会において、上記2. (3) 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを決議し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、株式交換比率は、その前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、協和エクシオとシーキューブとの間での協議により変更されることがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び当事会社との関係

SMB C 日興証券及び大和証券は、いずれも協和エクシオ及びシーキューブから独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

SMB C 日興証券は、協和エクシオについては、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成30年5月8日を算定基準日とし、算定基準日の終値、並びに算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値に基づき算定）を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定をいたしました。なお、DCF法の前提となる事業計画に関しましては、大幅な増減益を見込んでおりません。

シーキューブについては、同社が名古屋証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成30年5月8日を算定基準日とし、算定基準日の終値、シーキューブが「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表した平成30年3月27日の翌営業日である平成30年3月28日から算定基準日までの終値の単純平均値、並びに算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値に基づき算定）を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用して算定をいたしました。なお、DCF法の前提となる事業計画に関しましては、大幅な増減益は見込んでおりません。

SMB C 日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSMB C 日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した両社の事業計画については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としていること、並びにかかる算定は平成30年5月8日現在までの情報と経済情勢を反映したものであります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。また、SMB C 日興証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

各評価方法によるシーキューブの普通株式1株に対する協和エクシオの普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.23～0.24
DCF法	0.24～0.34

大和証券は、協和エクシオについては、同社が東京証券取引所市場第一部（以下、「東証一部」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用して算定をいたしました。

シーキューブについては、同社が名証一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用して算定をいたしました。市場株価法では、協和エクシオについては、平成30年5月8日を基準日として、東証一部における基準日の終値、過去1ヶ月間の終値単純平均株価、過去3ヶ月間の終値単純平均株価及び過去6ヶ月間の終値単純平均株価を算定しています。

月間の終値単純平均株価を用いて、シーキューブについては、平成30年5月8日を基準日として、名証一部における基準日の終値、過去1ヶ月間の終値単純平均株価、過去3ヶ月間の終値単純平均株価及び過去6ヶ月間の終値単純平均株価を用いて評価を行い、それらの結果を基に協和エクシオの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定レンジを0.233～0.240として算定しております。

D C F法では、協和エクシオについては、協和エクシオの平成31年3月期から平成33年3月期までの事業計画、近年までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した協和エクシオの財務予測に基づき、協和エクシオが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値の評価を行い、シーキューブについては、シーキューブの平成31年3月期から平成33年3月期までの事業計画、近年までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したシーキューブの財務予測に基づき、シーキューブが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値の評価を行い、それらの結果を基に協和エクシオの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定レンジを0.199～0.332として算定しております。なお、上記D C F法の算定の基礎とした協和エクシオ及びシーキューブの事業計画に関しましては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、D C F法の算定の基礎とした両社の財務予測は本株式交換の実施を前提としたものではありません。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で大和証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した両社の事業計画は、平成30年5月8日現在までの情報と経済情勢を反映したものであり、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としています。なお、大和証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

各評価方法によるシーキューブの普通株式1株に対する協和エクシオの普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.233～0.240
D C F法	0.199～0.332

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成30年10月1日（予定）をもって、シーキューブは協和エクシオの完全子会社となり、シーキューブの普通株式は名古屋証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、平成30年9月26日付で上場廃止（最終売買日は平成30年9月25日）となる予定であります。上場廃止後は、シーキューブの普通株式を名古屋証券取引所において取引することはできなくなります。シーキューブの普通株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付される協和エクシオの普通株式は東京証券取引所に上場されているため、本株式交換の効力発生日以後においても、シーキューブの普通株式を323株以上保有することにより、本株式交換により協和エクシオの単元株式数である100株以上の協和エクシオの普通株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、保有するシーキューブの普通株式の株式数が323株未満である株主の皆様には、協和エクシ

オの単元株式数である100株に満たない協和エクシオの普通株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については東京証券取引所において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により買増制度及び買取制度をご利用いただくことが可能あります。これらの取扱いの詳細については、上記2.（3）（注4）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換により、シーキューブの株主の皆様に割り当てられる協和エクシオの普通株式1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記2.（3）（注5）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、シーキューブの株主の皆様は、最終売買日である平成30年9月25日（予定）までは、名古屋証券取引所において、その保有するシーキューブの普通株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に従い権利行使することができます。

（4）公正性を担保するための措置

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

協和エクシオ及びシーキューブは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、それぞれ選定した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、平成30年5月8日付で本株式交換に関する算定書を取得いたしました。その算定結果を参考として、交渉・協議を行い、上記2.（3）

「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。なお、協和エクシオ及びシーキューブは、いずれも、第三者算定機関から、本株式交換における株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、協和エクシオは島田法律事務所を、シーキューブはTMI総合法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の諸手続、意思決定の方法及び過程等について、それぞれ法的な観点から助言を受けております。

なお、島田法律事務所及びTMI総合法律事務所は本株式交換に関し、いずれも、協和エクシオ及びシーキューブとの間で重要な利害関係を有しません。

（5）利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたって、協和エクシオとシーキューブとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成30年3月31日現在）

	協和エクシオ (株式交換完全親会社)	シーキューブ (株式交換完全子会社)
(1) 名 称	株式会社協和エクシオ	シーキューブ株式会社
(2) 所 在 地	東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号	名古屋市中区門前町1番51号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小園 文典	代表取締役社長 橋本 渉
(4) 事 業 内 容	エンジニアリングソリューション（通信キャリア・都市インフラ）、システムソリューション	N T T通信設備工事、移動通信設備工事、一般設備工事、情報サービス事業
(5) 資 本 金	6,888百万円	4,104百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和29年5月17日	昭和29年5月14日
(7) 発 行 済 株 式 数	117,812,419株	27,644,699株
(8) 決 算 期	3月31日	3月31日
(9) 従 業 員 数	(連結) 8,331名	(連結) 1,916名

(10) 主要取引先	日本電信電話株式会社グループ KDDI株式会社グループ	西日本電信電話株式会社 その他				
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行（注1）	株式会社三菱UFJ銀行（注1）、株式会社りそな銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社大垣共立銀行				
(12) 大株主及び持株比率（注2）（注3）	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 協和エクシオ従業員持株会 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・住友電気工業株式会社退職給付信託口） BBH FOR MATT HEWS JAPAN FUND 住友不動産株式会社 住友生命保険相互会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・三井住友信託退給口 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	9.35% 4.29% 3.39% 3.20% 2.44% 1.77% 1.70% 1.56% 1.31% 1.28%	シーキューブグループ従業員持株会 第一生命保険株式会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） 株式会社三菱UFJ銀行（注1） 株式会社りそな銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社（常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） 東京海上日動火災保険株式会社 シーキューブ共栄会 住友生命保険相互会社（常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） 加藤 力藏 株式会社大垣共立銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	5.89% 5.01% 4.52% 4.46% 3.44% 3.13% 2.52% 2.34% 2.26% 1.81%		
(13) 当事会社間の関係等	資本関係（注3） 人的関係 取引関係 関連当事者への該当状況	協和エクシオは、シーキューブの1.09%（300,000株）の株式を保有しております。シーキューブは協和エクシオの0.09%（100,920株）の株式を保有しております。 両社の間には、記載すべき人的関係はありません。 シーキューブは、協和エクシオから設備工事を請け負っております。 該当事項はありません。				
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：百万円。特記しているものを除きます。)					
	協和エクシオ（連結）			シーキューブ（連結）		
決 算 期	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期
純 資 産	151,241	158,280	176,101	32,752	33,923	36,721

総資産	238,301	243,438	263,632	46,587	47,916	52,079
1株当たり純資産(円)	1,569.09	1,668.29	1,842.97	1,189.67	1,231.70	1,333.26
売上高	287,437	298,825	312,669	54,023	55,622	59,832
営業利益	18,412	20,873	25,621	1,585	1,813	3,131
経常利益	18,512	21,409	26,448	1,762	2,042	3,483
親会社株主に帰属する当期純利益	12,184	13,789	17,993	1,019	1,226	2,212
1株当たり当期純利益(円)	125.90	145.24	189.42	37.86	45.54	82.15
1株当たり配当金(円)	38.00	46.00	50.00	14.00	14.00	16.00

(注1) 株式会社三菱東京UFJ銀行は平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。

(注2) 協和エクシオは、自己株式を22,049,402株保有しておりますが、大株主には含めておりません。シーキューブにおいても同様に、自己株式を714,409株保有しておりますが、大株主には含めておりません。

(注3) 持株比率は両社とも発行済株式総数から自己株式の数を控除せずに計算しております。

5. 本株式交換後の状況

株式交換完全親会社	
(1) 名称	株式会社協和エクシオ
(2) 所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小園 文典
(4) 事業内容	エンジニアリングソリューション(通信キャリア・都市インフラ)、システムソリューション
(5) 資本金	6,888百万円
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	現時点では確定しておりません
(8) 総資産	現時点では確定しておりません

6. 会計処理の概要

本株式交換に関する会計処理については、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)を適用し、協和エクシオを取得企業とするパーチェス法による会計処理を予定しております。なお、本株式交換に伴いのれん(又は負のれん)が発生する可能性がありますが、その金額については現時点では未定ですので、確定次第お知らせします。

7. 今後の見通し

本株式交換により、シーキューブは協和エクシオの連結子会社となる予定です。協和エクシオの連結業績に与える影響等につきましては、現時点では確定しておりません。今後、業績予想の修正等、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

(参考)

協和エクシオの当期連結業績予想（平成 30 年 5 月 9 日公表分）及び前期連結実績

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
当期業績予想 (平成 31 年 3 月期)	335,000	27,500	28,100	18,800
前期実績 (平成 30 年 3 月期)	312,669	25,621	26,448	17,993

シーキューブの前期連結実績

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
前期実績 (平成 30 年 3 月期)	59,832	3,131	3,483	2,212

(注1) シーキューブにつきましては、平成 30 年 9 月 26 日付で上場廃止となる予定のため、平成 31 年 3 月期の当期連結業績予想は発表しておりません。

以 上